

## 議第180号

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を  
改正する条例

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第2条第1項中「建築基準法施行令」の右に「(以下「令」という。)」を  
加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区 域	構 造 の 制 限
京都市下京区郭 巨山町，矢田町 及び新釜座町の 区域	(1) 地上階数が3以下であること。 (2) 特殊建築物の用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メー トル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合には、直上階 の床又は屋根とする。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁， 窓台その他これらに類する部分を除く。次号において同じ。）の仕 上げを次のいずれかとすること。 ア 難燃材料でしたもの イ 令第128条の5第1項第1号口に規定する国土交通大臣が定め る方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたも の (3) 特殊建築物の用途に供する居室から地上に通じる主たる廊下，階

	段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第128条の5第1項第2号に掲げる仕上げとすること。
京都市東山区祇園町南側の区域	<p>(1) 地上階数が3以下であること。</p> <p>(2) 各居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料ですること。</p> <p>(3) 地上階数が3で、3階に居室を有する建築物については、前号に定めるもののほか、当該居室から屋外への出口に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですること。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

敷地が京都市下京区郭巨山町、矢田町及び新釜座町の区域内に存する歴史的細街路にのみ接する建築物の構造に関する制限を定める必要があるので提案する。